

グローバルな配分的正義の可能性

——その予備的考察——

碓井敏正

はじめに

20世紀末から急速に進んだ資本主義市場経済の世界的展開は、国家間の相互依存関係を強化し、様々なレベルで世界を緊密に結びつけてつある。リージョナルなレベルを見ると、ヨーロッパでは経済的統合にとどまらず、政治的統合に向けた巨大な歴史の実験が始まっている。世界を緊密に結びつけた最大の要因は、経済的相互依存関係の強化であることは言うまでもないが、それだけではない。人類の産業活動の結果として生じた環境問題（特に地球温暖化）は、人類が協働して解決すべき課題の存在を教え、人々をして宇宙船地球号の一員である事を自覚させた。

ところで、このように緊密化した世界の諸関係は、一定の統一したルールによって規制されることにより、はじめて安定した秩序となるが、そのためのルール作りは、戦後の国連の歴史を見れば分かるように、イデオロギーの対立や世界を構成する多様な文化や価値観によって、大きな困難を経験してきた。

しかし近年、いくつかの領域で国際的合意（条約）や慣行に基づく、安定的な秩序が形成されつつあることも事実である。例えば、人間生活の基本である経済分野では、周知のようにGATTから発展したWTOが、世界の貿易を取り仕切る機関として機能している。このような機関がその公正さを担保するには、大国主導ではなく、世界の総意に基づい

た運営がなされるべき事、すなわち一層の民主化が求められる事は言うまでもないが、そのことを通して今後、この種の国際機関が、さらにその安定性と権威を増していく事は、間違いないように思われる。

経済分野以外においても、環境問題ではすでに二国間あるいは多国間における国際条約が数多く成立し、関係各国の環境政策を規制している。特に地球生態系の維持にとって重要な、地球温暖化防止のための世界の取り組みは、京都議定書に結実し、困難を伴いながらではあるが、CO₂の削減に向けた具体的努力が始まっている。人権分野でも、各種の国際条約が各国の人権政策を制約することによって、人権問題を国内の問題として処理する事が困難になりつつある。

また国家のエゴが衝突し、公正な秩序の形成がもつとも困難な分野である安全保障の面でも、相変わらず大国主導の常任理事国体制が国連を支配しているが、他方で、アメリカや旧ソ連のような超大国が、国際政治を取り仕切る時代は過去のものとなりつつある。事実、各国間の軍事同盟に基づく集団的自衛権も、国連の決議によらなければ行使しにくくなっており、国連の多数意思に反する常任理事国による拒否権の行使も困難になっている。

また国際司法制度について見れば、国際刑事裁判所（ICC）のような、戦争犯罪人を裁く常設の裁判所が設置され（2005年）、戦争行為への抑止力となっている^①。同じく、公海上の公正な秩序を維持するため

に、国際海洋裁判所（1996年）が機能している事も忘れてはならない。このように世界は、共通の課題を解決するために、各領域で国際的枠組、レジームを形成しつつあるのである。

国際秩序を考えるうえで忘れてはならないのは、各種の国際NGOが安全保障や環境問題、人権問題などで大きな役割を果たしている、という事実である。国際NGOは国家間のエゴの衝突を緩和し、統一した国際意思を形成する上で、不可欠の存在となりつつある。その意味で、国家はもはや国際政治の唯一のアクターではない事を確認しておく必要がある^②。

ところで、このような国際的な問題解決の枠組みとルールが、真に安定したものになるには、それが一定の原理すなわち正義概念によって、最終的に根拠づけられる必要がある。というのは、仮に国際秩序が国益に基づく国家間の合意にのみ基づくものであれば、それは一時的なものにとどまり、やがて世界はホップズ自然状態へ回帰する危険があるからである。

このように世界の秩序をより安定したものとするには、正義概念の深化が必要なのである。その意味で、グローバル化した国際関係において、規範哲学が果たすべき役割は大きいものがある。正義概念の深化を求めるとして、安全保障の問題では、破綻国家や人権侵害国への「介入の正義」が、また経済的關係では、グローバル・スタンダードとなる交換的正義が、人権問題では、文化横断的な権利概念の確立が、さらに環境問題では汚染者負担原則にあるように、応報的正義原則が、特に温暖化問題ではCO₂削減の負担に関わる配分的正義などが存在する。

本稿ではこのような課題の中で、富の再配分に関わる正義を取上げる事とする。この問題の背景には、世界が相互依存関係を強化しつつあるにもかかわらず、グローバルな富の不均衡を是正する制度的枠組みが存

在していないということ、またそれを根拠づける正義論（グローバルな配分的正義）が不在であるという現実がある。先進諸国では、飽食とカロリー過多が人々の健康を蝕んでいる一方で、世界には日々の食料に事欠く13億ともいわれる、貧しい国の人々が存在している。このような国際的な富の偏在と格差は、テロをはじめ世界の最大の不安定要因となっている。しかし豊かな国から貧しい国への富の移転は、ODAなど先進諸国の「善意」に頼っているのが現状である。また後でみるように、論壇でもグローバル・レベルでの富の移転については、様々な意見が交錯している。

本稿の基本的課題は、以上のような世界的な貧困と格差の問題を踏まえ、グローバルな富の移転を根拠づける配分的正義の成立の条件を考察し、これまで国民国家に限られていた富の再配分の、グローバルな可能性と限界を理論的に追究する事である。このことはグローバル・レベルでの富の偏在を正すことによって、人類に最低限の生活を保障するための不可欠な理論的前提なのである。

1、配分的正義の重要性

本題に入る前に、現代において配分的正義がその重要性を増している背景について確認しておこう。最初に、配分的正義が問題となる条件を論じておく。配分問題が先鋭化するのには、資源の制約が激化するときである。逆に資源・富の制約が存在しなければ、すなわち資源・富が無尽蔵であれば、配分問題は原則として存在しない。またそこまで行かなくても、経済が成長基調にあり、社会の中でもっとも恵まれない者の生活が改善されるならば、たとえ格差が拡大しても、配分問題の圧力は低下する。現在、日本で格差問題が深刻化している理由は、経済の低成長に

より富の配分がゼロサム・ゲーム化する中で、限られた富が豊かな者に独占される傾向が強まっているところにある。

それでは経済成長が約束されて、将来、人類が無限の生産力を手に入れる事が出来るならば、配分問題は消滅するのであるか。現状では、そのような楽観主義は成立しないであろう。その理由はいくつかあるが、その第一にあげるべきは、環境的制約である。エネルギー資源についてみれば、現在、人類が依存している化石資源（原子力含め）は、たかだか半世紀程で枯渇すると言われている。今後、代替エネルギーの開発が進むとしても、世界経済がこれまでのような持続的な成長を続けていく事は、極めて困難であろう。また化石資源の大量消費がもたらした温暖化は、地球の生態系を急速に変え、人類の生存条件に深刻な影響をもたらしつつある。これらの環境問題が、地球全体の生産活動の見直しを迫っているのである。生産力の向上の限界は、取りも直さず、限られた資源や富をめぐる、配分問題の圧力が増大する事を意味している。

配分問題を先鋭化させている理由は、化石資源の枯渇だけではない。循環資源である水産資源や水資源、それに農作物についても、市場原理に任せておくだけでは、人類の需要を満たせなくなりつつある。この点でも、市場の調整と何らかの計画的配分が求められている。

ところで成長の限界は、1970年代にローマクラブのレポートによって、広く意識されるようになったが、すでにJ・S・ミルは『経済学原理』において、生産力の定常状態を予測し、そのような時代の性格を論じていた^③。また各種の研究は、人間の幸福度は所得の向上とともに増大するが、ある水準を越えると、逆に低下することを示している^④。このことは、生産力の拡大という目標自体が相対化されねばならないこと、また最大多数の最大幸福のためにも、富の均分化が図られるべきことを教えている。

環境問題は人類にこれまでになかった新たな配分問題、すなわち代間公正の問題を提起した。すでに述べたように、化石資源が有限であるとすれば、その資源を現存の世代と未来世代との間で、どう配分するべきかという問題が生じるからである。実は世代にわたる配分問題と同様の、時間軸に関わる正義の問題が、現在時点でも存在しているのである。それは温暖化防止のためのCO₂削減の義務を、化石資源の大量使用によって豊かな生活を築いてきた先進諸国と同じように、途上国に課してよいのかという問題である。京都議定書は、「共通ではあるが差異のある責任」原則によって、当面2012年までは、途上国の削減義務を免除している。このように通時性を加味した配分的正義の確立は、特に環境問題の解決にとって喫緊の課題となっているのである。

配分的正義が問題となる一般的また現実的フィールドは、言うまでもなく、国民国家である。20世紀前半までの自由主義的経済体制においては、富の再配分はそれほど大きな課題ではなかった。しかし資本主義市場経済の生み出す貧富の格差は、交換的正義の公正な機能のためにも、富の再配分による生存権や教育権の保障を、国家の重要な課題としたのである。このことを可能としたのは、近代国民国家の強力な社会国家への転換であった。富の再配分のためには、国民の所得の把握、徴税制度、社会保障システムの確立など、強力な国家体制が必要だからである。

富の再配分とそれを執行する国家によって、国民は機会の平等を保障され、人間の尊厳にかなった生活が、基本的人権として約束される事になった。そのことは労働者階級を含め、国家に対する国民の忠誠心を育てた。その忠誠心はしばしば、排外的なナショナリズムへと転化し、二度にわたる悲劇的な世界大戦の要因となった。このことは正義の問題としてとらえるならば、本来、普遍的であるべき正義が、皮肉にも戦争を合理化する「国民国家的正義」を、下支えしたことを意味する。現代の

グローバル化の意義は、このような偏狭な正義観を許さない環境を準備したところにある。

しかし歴史的視点に立つならば、国民国家における配分的正義の現実化は、グローバルなレベルにおける配分的正義実現の前提条件として、進歩的な意義を有していたと言わなければならない。国民国家における公正な再配分がなされない状態で、グローバルな再配分を云々する事は、初等数学を修了せずに高等数学に進もうとする事に等しい。歴史というのは、一挙に問題を解決するものではなく、当面の課題の解決を通して徐々に前進するものである。

ところで配分的正義を論じる際には、この正義が内包する権威的性格を認識しておく必要がある。というのは、配分は配分する者とされる者との間に、上下関係を生み出すからであり、配分を通して、上位者（権力当局）への下位者の依存が形成される傾向があるからである。この点は市場と交換的正義が存在せず、権力当局の配分にもつばら国民が依存した、ソ連型社会主義の権威的な性格を思い出せば分かる。配分的正義の権威的性格を認識しておく事は、この問題を議論する際の初步的前提であり、また配分方法の民主化の重要性を教えるものである。^⑤

2、グローバルな配分単位をどう考えるか

本稿の課題であるグローバルな配分的正義の可能性を論じる場合には、その前提となる配分の単位について予め議論しておく必要がある。というのは、配分問題は一定の「安定した人間的関係からなる社会」において、はじめて現実的課題となると考えられるが、そもそもグローバルレベルで、そのような人間的関係が存在するかどうか、また仮に存在するとしても、富や負担の配分単位としての資格を有しているのか

どうか、さらには、果たして「安定した人間的関係からなる社会」が配分の必要条件であるのかという点が、さらに吟味されねばならないからである。加えて後で論じるように、配分的正義の実現には他の正義とは「異なる条件」が必要である。このように、グローバルな配分的正義が成立するためには、いくつかのハードルをクリアしなければならぬのである。

J・ロールズは、正義が機能する場としての社会を以下のように定義している。「社会とは、相互の関係の中で、一定の行動ルールを拘束力のあるものとして認め、しかも、大体はそれらのルールに従って行動する人々の、多かれ少なかれ自己充足的な連合体である」^⑥。ロールズの定義で問題なのは、社会を「自己充足的な連合体 (self-sufficient association of persons)」、すなわち国民国家と考えている点である。かれの正義論の国民国家的制約はその後、多くの論者によって批判されることとなるが、グローバル化の現代では、正義の機能する限界を国民国家に限定する事は許されない。

というのは、冒頭で述べたように経済的関係や国際環境政策では、「一定の行動ルール」がすでに「拘束力」を発揮しているからであり、また地球温暖化問題では、CO₂削減の負担配分が現実化しているからである。その理由は、同じ地球上に生存しているだけで、人類は互いに影響を与え合っているということ、その限りにおいて、ある種の配分の単位としての「グローバル社会」が、限定的にはあるが、成立しているという点にある。

それだけではない。経済の分野でも、超国籍資本のグローバルな展開によって、われわれは他国での生産物を日々消費している。しかもその生産物は、日本の資本の現地工場で生産された場合もある。このように資本と賃労働という、極めて基本的で重要な人間関係（雇用関係）が、

国境を超えて成立しているのである。このことは単なる人間の集合体を超えた意味において、「グローバル社会」が成立している事を意味している。

それでは配分的正義が、「グローバル社会」でも実現されるべきである、と考えてよいのであろうか。しかし問題は、それほど単純ではない。確かに右の例では、市場原理による富の自然な配分が行われており、その限りでは、交換的正義が機能していると考えてよいであろう。しかしわれわれが問題としているのは、富の「再」配分に関わる正義である。この正義の本質は、人為的にしか実現しないというところにある。しかも原則として、強力な権力機構の存在を前提としなければ、現実化しないのである。そのことは、国家における富の再配分が徴税機構（税務当局）や脱税者の処罰、またそれを根拠付ける法体系、再配分を具体化する各種の社会保障制度、それを現実化する要員（公務員、ケースワーカー etc）など、膨大な国家機構（権力）と人員の存在を待って、はじめに現実化することを想起すれば分かるであろう。

配分的正義はこの点で、自己の長期的利益にかなうためその遵守が、交換当事者に内在的に動機付けられている、交換的正義と大きく異なっているのである。両者の違いの人間の根拠は、アダム・スミスが述べたように、交換は自愛心（*self-love*）に基づくということ、他方で、自分の所有している財を好んで提供する者はいないというところにある。

またグローバル・レベルでの富の再配分を現実化する場合の最大の問題は、その前提となるグローバルな徴税制度が存在していないという現実である。徴税を欠いた再配分など夢に過ぎないであろう。しかし現実には、国家（自治体を含む）以外に税を徴収する権限を有する一般的機関は存在していない。世界政府的権力を欠いた「グローバル社会」では、配分的正義に基づく富の再配分を実行することは不可能なのであり、

それゆえ富の移転は、ODAなど豊かな国の善意に頼らざるを得ないのである。

このような現実的問題とは別に、富のグローバルな再配分を、国家を飛び越えて追求することが、果たして好ましいのかどうかという議論が存在する。その理由として、一つには世界的レベルにおける権力の創出を危険視する見方、またグローバル・レベルでの再配分を人間的に根拠づける、共感や連帯感が成立していないという異論^⑧、さらには、大事な富の移転ではなく、国家の政治体制であるというロールズの政治哲学的な立場からの主張もある^⑨。この点については再論する予定である。このように富の再配分に関しては、環境問題における負担の配分とは異なり、配分的正義成立のより高いハードルが存在していると考えべきなのである。

3、配分単位と配分原理

さて本節では、グローバル・レベルの配分的正義追求の可能性を、配分原理の観点から論じたいと思う。その際、すでに述べたような意味で「グローバル社会」が一応、成立しているという前提に立って議論を進めていく。この点でまず確認しておくべきは、配分原理や配分方法・手続きは、配分単位のあり方、具体的にはその規模や性格によって規定されるということである。

ところで配分原理には、大きく分けて、①能力原理、②平等原理、③必要原理の三つがある。また配分単位としては、家族、企業などの職業組織、国家それに本稿で問題としている「グローバル社会」などを上げる事ができる。またどの配分原理が適用されるかは、配分単位の規模や性格によって規定されている。たとえば家族的結合体のように、愛情に

よって結ばれたコミュニティでは、一般に能力原理が採用される事はなく、平等原理や必要原理が主要な配分原理となる。教育を例に上げれば、親は何よりも子どもの発達の必要性を考えて、教育費を配分するであろう。

一方、企業のような利益に基づく結合体では、能力原理が支配的となる傾向がある。それは能力・業績に応じた配分が、パイの拡大のインセンティブになると考えられているからである。しかし日本での成果主義の失敗が示すように、能力主義がこの分野で常に成功するという保証はない。^⑩どの原理を採用するかは、企業の規模や文化あるいは国民性などによって規定されるからである。日本社会に比べれば、アメリカがより大きな格差を受け入れる社会であることは周知のとおりである。問題はいかにパイを拡大するかであり、能力原理によって格差を設ける事ではない。したがって平等原理や必要原理の採用が、パイの拡大に貢献するならば、能力原理を採用する必要はないのである。事実、日本の高度経済成長は、年功主義という種の平等主義的賃金制度を条件として達成されたという事実も存在する。^⑪

80年代以降、日本でも賃金体系において能力給の占める割合が拡大してきているが、それでも給与は、年功部分（平等原理）や各種手当て（必要原理）の組み合わせで成り立っていることを認識しておく必要がある。このように、賃金の生活給の本質が、能力給拡大の最終的歯止めとなっているのである。

さて国家における配分原理は複雑である。しかしその前提となっていないのが、近代社会の平等原則であることは言うまでもない。最低限の生活保障（憲法25条）は、国民に等しく与えられた権利であり、その意味で平等原理が、国家レベルでの再配分の根本にあると言うことが出来る。

しかしそのことは、財の平等な機械的再配分を求めるものではない。

人々は健康状態などにおいて多様であり、その多様なニーズを満たす事によって、基本的な権利が平等に保障されることを考えれば、平等原理を実質化するために、必要原理が求められるからである。その点は、医療保険や介護保険など、各人の必要に応じて給付される社会保障制度を想起すれば分かる。ただ最近の日本で起きているように、国保料の高さや窓口での自己負担分の増大（3割）、それに保険料における応益負担部分の比重の増大などは、必要原理を空洞化させることによって、結果的に平等原理を否定することになっている。その意味で、平等原理や必要原理の機能のためには、制度設計だけでなく、制度の運用が重要であることが分かる。

国家の本質が国民統合にあり、そのために国家が国民の権利を平等に保障しなければならないとすれば、再配分に関して、能力原理が重要な役割を演じる事はないように思われる。しかし国家においても、社会的生産力の発展段階に規定されて、能力原理が機能している分野が存在する。たとえば、高等教育において国立大学が選抜原理によって有能な学生に優先的に、教育の機会を提供する場合などである。最近では、高等教育だけでなく、初等、中等教育のような公共性のより高い分野でも、能力原理に基づく資源の重点配分が行われる傾向が強まっている。それはグローバルな経済競争力の強化に、国家が積極的にコミットしているからである。^⑫このように国家が財政をどのような原理に基づいて配分するかは、国家の置かれた環境と、時々々の政府の政策に依存しているのである。

また企業のところで述べたように、国家の基本性格が配分原理のあり方を決めることにも注意しなければならない。国民の連帯感が強固であれば、国家の再配分原理は家族のそれに近づく事が考えられるし、逆の場合には、国家の再分配機能そのものが不十分になる可能性がある。

R・ノージックのようなりバタリアンが、歴史的権原理論に基づいて、結果調整としての再配分を原則として認めないのは、人種の坩堝と形容されるアメリカ社会の反映と考える事が出来る。^③なお「グローバル社会」が、アメリカ社会以上に連帯感の欠如した社会である事は、言うまでもないだろう。

国家の再配分単位としての機能が、グローバル化の中で流動化していることを認識しておく事は重要である。そのことは、国家による国民統合機能の弱化を意味しているが、同時に新たな配分秩序形成のための必須の前提条件でもある。グローバル化は国家の主権を制約し、権力を上方へと収斂させるだけでなく、下方へと拡散していく傾向がある。グローバル化とローカル化（地方分権）とが同時並行的に進んでいる事実がそのことを示している。その理由は、国家はグローバルな課題を解決するには小さすぎることが、ローカルな課題を解決するには大きすぎるといふところにある。

その中で、国家の再配分機能のリージョナルやグローバルなレベルへの移行が、問題となっているのである。国による地方への財政権の委譲は、同じ国家内の役割分担の変更であるから困難は少ないとしても、リージョナル、グローバルなレベルへの富の配分権の移行は、このレベルでの権威ある配分機能が存在していない現状では困難である。しかしEUの実験を見れば分かるように、地域共同体のリアリテイの増大とともに、国家の配分権を地域共同体が徐々に引き取る時代は、それほど遠い将来の事ではないであろう。

ところで「グローバル社会」における配分は、いかなる原理に基づくべきであろうか。この社会の人間関係のゆるさ、そこから来る連帯感の希薄さ、また地域格差の大きさを考えるならば、いずれの原理もその適用が困難に思われる。したがって「グローバル社会」における富の再配分原理は、別の角度から論じられるべきであろう。この問題は本稿において

もつとも重要なポイントであるので、最終節で再び論じることとする。

4、配分原理と配分手続き

配分問題でもつとも重要なのは、配分の結果ではなく、配分の手続きであるという社会心理学の研究がある。^④その理由は、配分過程への参加が、人間の尊厳に関わっているという点にある。というのは、自己に関わる決定にコミットできない事は、人間の尊厳の本質である、自己決定権の否定を意味するからである。いかに豊かな生活が保障されていても、自らの人生を自らが決める事が出来ない生活が人間的でないのと同じように、自らが関わる協働の産物の配分過程から締め出されることは、人格の尊厳の侵害を意味するのである。

ところで配分手続きのあり方は、配分単位の規模や性格、また配分原理の種類によって規定されている。まず配分単位との関係であるが、一般に、配分単位の規模が小さければ、手続きは厳格さを欠く傾向がある。たとえば、遺産の配分などにおける権利主張は別にして、通常の家族関係においては、厳格な配分手続きが問題となることはないであろう。その根拠は、家族関係が損得に関わる関係でないという点にある。もちろんこの場合でも、たとえば妻に無断で行う夫による財産処分が、妻の人格を傷つけるように、配分過程への参加は、相変わらず重要である。

企業の場合には事情は異なり、富の配分は一定のルールに基づくことが義務づけられている。すなわち企業収益の配分は、労使の交渉や株主への配当を決める株主総会など、法的に規定された手続きを経なければならぬ。

また国家のような公共性の高い機関における富の再配分は、法に基づいて厳格に行われるべきであるが、最終的には民主主義的な正当化を必

要とする。その場合、国民は配分過程に直接参加することは原則として出来ないが、異なる配分政策を提示する政党を選挙で選択する事を通して、間接的に参加する事になる。

配分手続きと関係して、評価の問題に触れておこう。限られた資源を有効に配分するには、被配分主体に対する評価が不可欠であるが、評価には様々な問題が付きまといっている。最近では行政評価、病院評価、大学評価など評価が花盛りである。これらは機関に対する評価であるが、特に問題となるのは、個人に対する評価である。この点はすでに述べた能力原理の問題と関わっている。仕事の能力評価は、人格評価とは異なるが、それに近い意味を有しており、特に給与にリンクする評価は慎重でなければならぬ。人の評価を誤れば、組織全体が機能不全を起こす危険がある。成果主義が失敗した要因に人事評価の難しさを上げる論者が多いが、人間の能力や実績の評価は、人間の尊厳に関わるだけに最大の慎重さが求められるのである。

個人評価が機能するには、少なくとも手続きが公正であること、被評価者の異議申し立て権などが保障されていることが、最低条件となるであろう。関係者の評価プロセスへの参加が重要であることは、配分問題と同様である。また上からの評価だけでなく、同僚や部下など、出来るだけ多方面からの評価を受けることが、評価の客観性を担保する条件となる。またどのような評価基準を採用するかは、ある意味でもっとも重要なポイントである。短期的な成果を追求することが、長期的に組織自身のプラスになるとは限らない。たとえば、プロ野球のような実力本位の世界でも、選手の自尊心を無視した起用が、チームの士気の低下をもたらし、最悪の結果を招くことはよく起きることである。その意味で、評価の多様性や時間的スパンが重要なのであり、その意味で、評価基準自身が常に再評価されねばならないのである。¹⁵⁾

さて以上のような考察を踏まえ、「グローバル社会」における配分原理と配分手続きをどう考えたらよいのであろうか。前者の問題は次節で取り上げる事として、ここでは配分手続きを論じる事とする。この問題については、グローバルな配分的正義が成立していない状況で、手続きを云々する事は殆ど意味が無いのではないかと、という疑問があるかもしれない。しかし環境問題ではすでに述べたように、一定の国際的合意（国連気候変動枠組条約）に基づいて、CO₂の具体的削減目標が確定している（京都議定書）。この方式は解決すべき共通の課題を枠組み条約で合意し、その上で具体的な数値目標については、粘り強い協議を通して議定書で決定するというやり方である。この手法は、すでにオゾン層の保護に関する国際条約とそれを具体化する議定書で成果を上げており（ウィーン条約―モントリオール議定書）、温暖化問題ではこの手法が踏襲されているのである。

環境問題に関わる手続きで特筆すべきは、環境政策決定過程への当事者の参加が重視されている、という事実である。ヨーロッパではすでに、この権利を保障するオルフス条約が成立している。¹⁷⁾ 環境政策で参加が重視される理由は、それが一人一人の生活のスタイルに直接影響を与えるという点にある。¹⁸⁾

またこれとはやや異なるが、世界銀行の融資に際して市民社会的組織である世界ダム委員会が、これまでのダムプロジェクトを批判し、プロジェクトの選定に際して移転住民や、下流域住民の同意を得る事を勧告し、効果を上げているという例もある。最近のステークホルダー論も、このような文脈で評価する事ができるのであろう。このようにグローバル・レベルでも、配分手続きが現実の課題として存在しているのも事実なのである。

5、おわりに——「グローバル社会」の配分原理の課題

終わりに、「グローバル社会」における配分原理の問題を取り上げることにする。「グローバル社会」が、国家におけるような富の再配分の条件を欠いていることはすでに述べたが、しかしグローバルな貧富の格差と貧困が、世界の平和と安全を脅かす要因となっている事を考えるならば、この問題を自然の成り行きに任せておく事は出来ない。この問題は規範哲学（正義論）が追究すべき、最重要課題の一つなのである。

問題の全体状況を改めて整理すれば、以下のようになるであろう。経済関係を軸とする世界の相互依存関係が拡大する一方で、富の不均衡は未解決であるだけでなく、世界には明日の生活に事欠く膨大な人々が存在する。これらの人々を放置しておく事は、道義的にだけでなく、世界の安全保障の面からも許されない。しかしこの問題を解決すべき権力と権威を備えた世界的機関は、未だ存在していない。国連は文字通り国家連合であり、そのような機関には程遠い。また世界は歴史的な紛争を多く抱えており、政治体制だけでなく、宗教や言語、文化、それに生活スタイルの違いが、そのような矛盾の解決を難しくしている。加えて、富の再配分の条件となる国民的連帯感のような人類共通の意識も、いまだ未成熟な状態にある。

このような状態での富の移転は、極めて限定的とならざるを得ないことは明らかであり、したがって富の移転は、政府の開発援助（ODA）、あるいはNGOや企業、篤志家による慈善的行為として行われているのが現状である。なおODAは国連によって数値目標が掲げられているが、近年の国内総生産に占める割合の低下にあるように、先進国の国内事情に左右される面が強く、安定した富の再配分を保障するものとはいえない¹⁹。また特にアメリカのように、ODAの戦略的性格が強いことも大き

な問題である。

このような豊かな国の「善意」と大国の安全保障上の思惑に依存した富の移転が、全く無意味であるとは言えないにしても、「グローバル社会」の将来を考えるならば、再配分に関するより強い規範的理論、すなわち正義に基づく理論が求められていると言わねばならない。しかしすでに述べたように、世界の現状は正義が成立する条件を欠いているのも事実である。

われわれの考察は暗礁に乗り上げたかに思われる。しかしこの問題に有効にアプローチする方法がある。それは世界全体のルールを構築する立場（正義論）から、個人の生活の立場（人権）へと視点を転換することである。ロールズ以降の正義論が、個人の自由（権利）の確保を第一の課題としていた事からも分かるように、正義と人権とは、切り離せない関係にある。ただロールズにおいては、その政治的リベラリズムの立場によって、自由権が重視されており、生存権をはじめとする社会権に対する言及が少なかった。それでも「格差原理」によって、富の格差の許容条件を正義論の課題としていたことは周知の通りである。

ところで「格差原理」が、グローバルな富の再配分を正当化する重要な含意を有することは明らかである。ロールズはこの原理の適用を国民国家に限定していたが、すでにC・ベイツが、格差原理の世界大への適用を主張していた²⁰。また近年では、ロールズの弟子でもあったT・ポツゲヤO・オニール²¹、さらには、P・シンガー²²などがロールズの格差原理の国民国家的制約を批判し、貧困国への援助を豊かな国の市民の義務であると主張している。彼らの批判については、他の論文で取上げた事がある²³。ここでは触れないが、ただ彼らの議論について注意すべき点がある。それは格差概念をグローバルに拡大することは、議論を混乱させる危険性があるという点である。

というのは、問題は格差ではなく貧困にあるからである。格差を問題にすれば、ロールズが『万民の法』においてT・ポツゲラに反論したように、グローバルな格差をどこまで縮小すれば良いのか、という厄介な問題が惹起する可能性がある。格差問題は現代日本でも、大きな社会的、政治的テーマとなっているが、この問題の本質は格差の解消ではなく、貧困の解消、すなわち世代に渡って社会的に排除される貧困層を形成しないというところにある。仮に許される国民的格差はどの範囲であるか、といった格差論議にとらわれるならば、われわれはスコラ的な議論の泥沼に足を踏み入れる事になるであろう。

しかし再配分の問題を貧困者の人権問題としてとらえ、そのような観点からグローバルな富の再配分にアプローチすることによってわれわれは、議論の混乱を避けることが出来るだけでなく、この問題に対する先進諸国の市民の自覚を喚起する可能性が高い。権利概念は慈善や同情に比べ、当局の行為を制約するはるかに強い概念であることは言うまでもないし、人権文化が定着している先進国の市民は、他人の権利には最大限の配慮を払わなければならないことを知っているはずだからである。このようにグローバルな貧困問題を人権問題としてとらえるとすると、次なる課題は、人間らしい生活を可能とする人類の最低限の生活水準を設定することであり、さらにそれを保障するために、どの程度の所得の移転が必要であるかを算定することである。

この点で参考となるのが、M・ヌスバウムやO・オニールの議論である。古典学者であると同時に、コスモポリタンでもあるヌスバウムは、人間は同等の道徳的価値を有するという立場から、ロールズやA・センの理論を踏まえながら、多文化横断的に基礎的な社会的最低限の生活の質を保障するリスト(中心的ケイバビリティのリスト)を提示する。それらは、①生命、②身体的健康、③身体的保全、④感覚・想像力・思考、

⑤感情、⑥実践理性、⑦連帯、⑧自然との共生、⑨遊び、⑩政治的及び物質的な環境のコントロール、などである。ヌスバウムによるこのようなりストの提示には、受け入れがたいほど本質主義的な人間本性論に立脚しているという批判がある。また社会的最低限としては、要求水準が高いという感も否めない。しかし問題は、彼女の上げたりストの内容について云々することではない。このような基本的なりストを追求すること自体に意義を認めるべきなのである。というのは、個人の尊厳の確保という問題意識からするこの種の考察は、貧困問題を権利の問題として位置づける上で、決定的に重要だからである。

一方、O・オニールの場合は、生活の基礎的要件を、明確に人権や義務とのかかわりで論じている点で注目される。彼女はヌスバウムほど詳細にはないが、食料や衣服や水、それに衛生的な環境など、それらを欠けば、病気になってしまうような基礎的な必要(Basic Needs)があるとし、これを基礎的な権利(Basic Rights)の前提を提供するものと述べている。しかし一方で、オニールはこのような権利が、それを満たす他者の義務を引き出せないならば、空虚な宣言にとどまると主張する。社会権の充足は権力の不作為によって保障される自由権とは異なり、権力当局の具体的行動によって保障されるものであるという彼女の分析は鋭い。

ただこのようなグローバルな権利論的アプローチに対しても、原理的な批判が存在する。それはすでに触れた、ロールズの政治哲学的立場からのものである。この立場では、貧困ではなく、貧困を生み出している当該国の政治体制が、最重要課題として重視される。というのは、開発経済学者の間には、飢饉の主要な要因は、非民主主義的な政治体制にあるという分析が存在するからである。北朝鮮問題を見ても分かるように、政治体制の民主化を視野に入れない人道支援は、逆に独裁体制を強化することになりかねない。もちろんこの事は、無原則的な「介入の正義」

を合理化するものではないが。

いずれにしる単位国家の民主化は、グローバルな富の再配分の重要な前提条件なのであり、ロールズの視点を無視して、グローバルな富の再配分を語ることは許されない。なぜなら、政治的自己決定の権利は何よりも重要であるということ、またこの点を重視することは、富の再配分問題をパターンリズムから解放することを意味するからである。

このように富の再配分のために考えられるべき課題は少なくない。しかし国家が社会保障制度の前提として、最低限の文化的生活を想定するように、現状の「グローバル社会」で、最低生活基準を設定する事には大きな意義がある。それは富の再配分を考える際の、基本的な指標となるからである。

ところで以上のような人権からのアプローチに対しては、以下のような人権にまつわる基本的限界を踏まえておかねばならない。それは「グローバル社会」では、まだ本来の人権概念は成立していないという現実である。というのは、権利とは政治的共同体（国民国家）の合意事項に他ならず、国民国家的契約（憲法）によって構成員（国民）に保障されるものであるが、「グローバル社会」は、そのような政治的共同体には程遠いからである。一方、政治的共同体の一員であることは、M・ウォルツァーも述べているように、他の社会的基本財の配分を決定する条件なのである^⑤。

確かに国際人権条約が各国で批准されているが、現実にはプログラム規定に止まっているのが現状である。人権が地球上の市民に等しく保障され、権力の行動を制約するに到るには、グローバルな経済的共同体が、さらに政治的共同体へと進化していくことが条件となるのである^⑥。

したがって上述の人権アプローチは、現状では、先進諸国に対して義務を課すようなものではない。しかしグローバルな人権を想定する事は、

たとえそれを保障すべき世界政府的な組織が存在しない状態でも、先進諸国に対して理論的な圧力を加えることになるであろう。このような議論を少しずつ積み上げる事を抜きにして、グローバルな配分的正義の実現を展望することは出来ないのである。

注

- ① 国際刑事裁判所が国際司法裁判所と大きく異なる点は、国家間の紛争をテーマとするのではなく、戦争犯罪者を個人として裁くところにある。個人の戦争犯罪はこれまで随時、特別法廷（旧ユーゴスラビア国際刑事法廷やルワンダ国際刑事法廷など）を設置する事によって裁かれていた。なお国際司法活動の現状を理解する上で、篠田英朗「正義の回復—平和構築における司法活動—」（『思想—特集—国際社会における正義』2007年1月号所収）が役に立つ。なおこの『思想』の特集は、国際正義論の全体状況を知る上で有益である。
- ② 著名な国際NGOとして、人道支援では、教会組織や国際赤十字、オクスファム、環境問題ではグリーン・ピースや地球の友、人権分野ではアムネスティ・インターナショナルや国際法律家協会などがある。
- ③ J・S・ミル『経済学原理』第4編、第6章。
- ④ 所得と幸福度との関係は、大阪大学COE研究参照（http://www.iser.osaka-u.ac.jp/rebe/ethworkshop/Presentation/economicsofhappiness_tsutsui.pdf）。なお生産力と社会の成熟の関係については、碓井・大西編『格差社会から成熟社会へ』（大月書店、2007年）を参考にして頂きたい。
- ⑤ 配分的正義のはらむ問題や、現代正義論の状況については、拙著『現代正義論』（青木書店）に詳しい。
- ⑥ J・ロールズ『正義論』邦訳（紀伊国屋書店）4頁。
- ⑦ 世界政府は権力の危険性を世界大に拡大するという問題は、グローバルな秩序を構想する上での最大の課題であり、ヨーロッパでの地域統合でも、官僚制の強化の問題として論じられている。J・ロールズも、世界政府が地球規模の専制政府になる危険を指摘している。『万民の法』第一部。
- ⑧ 愛や連帯感の限界は、古くはルソー『社会契約論』やヒューム（『人

- 間本性論」が述べているが、最近では、コミュニティアンとリベラルなコスモポリタンの対立の文脈で論じられている。両者の対立的意見を集めたものとして、M・ヌスパウム編『国を愛するということ』（人文書院）がある。
- ⑨ この点については、J・ロールズ『万民の法』（岩波書店）、特に第三部参照。
- ⑩ 富士通で取り入れられた成果主義の失敗については、城繁幸『内側から見た富士通』（光文社）参照。
- ⑪ 年功制を軸とする日本の経営を再評価する考えとしては、高橋伸夫『虚妄の成果主義』（日経BP社）が有名である。しかし年功制は自由な労働市場の成立をはばみ、労働者を企業に縛り付ける要因となっただけでなく、性別役割分業や差別的な雇用の条件となっている事を忘れてはならない。
- ⑫ 最近では高等教育だけでなく、公立の中等教育でも一部の中高一貫校に多額の税を投入したり、スーパー・サイエンス・ハイスクールのように、特定のエリート校に国費を重点投資する傾向が強まっている。教育が国際競争力強化の手段として位置づけられる傾向については、A・グリーン『教育・グローバル化』、国民国家』（東京都立大学出版会）参照。
- ⑬ R・ノージックの議論については、『アナーキー・国家・ユートピア』（木鐸社）。なお前掲の拙著『現代正義論』に解説が詳しい。
- ⑭ T・M・タイラー他『多元社会における正義と公正』（ブレイン出版）、田中堅一郎『社会的公正の心理学』（ナカニシヤ）など参照。
- ⑮ 評価の一般的意味と問題については、拙論「評価と配分の哲学」（確井『グローバル化の権利論』明石書店、2007年所収）を参考にさせていただけると幸いである。
- ⑯ オルフス条約は、1998年にヨーロッパを中心に40カ国が参加して締結された条約で、環境情報へのアクセスや、環境問題の意思決定への公衆の参加を柱としている。詳細は、天野明弘「地球環境問題の社会経済的側面」（『地球環境問題とグローバル・コミュニティ』岩波書店、所収）参照。
- ⑰ 国際環境政策については、亀山康子『地球環境政策』昭和堂、横田匡
- 紀『地球環境政策過程』ミネルヴァ書房、などに詳しい。
- ⑱ これらの問題についての一般的理解を深める入門書として、毛利勝彦『グローバル・ガバナンスの世紀』（東信堂）、山田高敬・大矢根聡『グローバル社会の国際関係論』（有斐閣コンパクト）などが役に立つ。
- ⑲ ODAについては、1992年のリオサミットで対GDP比0.7%の目標が立てられたが、その後、比率は低下し、2000年時点では0.22%となっている（ワールドウッチ研究所『地球白書2002-2003』、家の光協会）。
- ⑳ C・ベイツは『国際秩序と正義』（岩波書店、原著1977年）第3部で、国際関係は国内社会に似てきており、社会正義の適用を国民国家に限定するのは間違っている、と主張している。
- ㉑ T・ポツゲの議論については、『World Poverty and human Rights』Polity Press「現実的な世界の正義」（『思想』2007年1月号所収）などを参照。
- ㉒ O・オニールの議論については、『“Bounds of justice” Cambridge University Press』参照。
- ㉓ P・シンガールの議論については、『グローバル化の倫理学』（昭和堂）参照。
- ㉔ この点については、『グローバル・ジャスティスの可能性と限界』（東京唯研『唯物論』81号所収）で論じた。
- ㉕ ロールズは、『万民の法』第三部で、途上国への援助の必要性は認めながらも、格差は所与の資源だけでなく、政治文化によって決まる事、国家間での富の移転はその終着点が存在しない事などの理由をあげて、格差原理の世界大への拡張に反対している。
- ㉖ M・ヌスパウム、A・セン『女性と開発』（岩波書店）92～95頁。
- ㉗ O・オニール前掲書、118頁。
- ㉘ 同126頁。
- ㉙ M・ウォルツァー『正義の領分』（而立書房）第2章、成員資格。
- ㉚ 人権や民主主義の国民国家的制約については、前掲拙著『グローバル化の権利論』、特に第I部を参考にしたい。（京都橘大学教授）